

# 児童養護施設退所児童等 自立支援資金貸付事業のご案内

## ■ 児童養護施設退所児童等自立支援資金とは

進学や就職を機に児童養護施設など※を退所した方や里親委託など※を解除された方または施設に入所中の方や里親委託中の方に自立支援資金を貸し付けることで、円滑な自立を支援することを目的とした制度です。

※「児童養護施設など」とは 児童養護施設・児童自立支援施設・児童心理治療施設・児童自立生活援助事業所が対象です。

※「里親委託など」とは 里親とファミリーホームが対象です。

## ■ 貸付申請方法

貸付の対象となる方は、児童養護施設などを退所又は里親委託などを解除されてから5年が経過するまでの間、貸付の申請が可能です。

また、児童養護施設などを退所又は里親委託などを解除された時点で貸付の申請をする必要がなかった方が、その後生じた事由により貸付の申請を行うことも可能です。

ただし、貸付申請につきましては資金種類ごとにそれぞれ1回までとなります。

## ■ 貸付資金の内容等

貸付対象者	資金の種類	貸付期間	貸付額
進学者	生活支援費	大学等に在学する期間(月単位) (原則として正規の修学期間)	月額50,000円
	生活支援費の追加貸付	生活支援費の貸付期間のうち2年間まで	医療費などの実費相当額
	家賃支援費	大学等に在学する期間(月単位) (原則として正規の修学期間)	1月あたりの家賃相当額 (管理費及び共益費を含む) ※居住する地域における生活保護制度上の住宅扶助額を限度。住所地によって上限が異なり、千葉県内では37,200~46,000円以内。
就職者	家賃支援費	2年を限度として就労している期間	
資格取得希望者	資格取得支援費	一括交付	資格取得に要する費用の実費250,000円以内

※各貸付金については、申請日以降に発生する資金の貸付けをいたします。  
さかのぼっての貸付けはできませんのでご了承ください。

## ■ 貸付利子

貸付利子は無利子です。

ただし、返還となった場合に、期限までに返還されなかった際には延滞元金に対して年3.0%の延滞利子が発生します。

## ■ 返還猶予・返還免除

貸付後、就職している場合(進学者は大学等を卒業した日から1年以内に就職)は、資金の返還の猶予を受けることができます。また、猶予を受けた方が引き続き5年間(資格取得希望者は2年間)継続して就業した場合、返還の免除を受けることができます。

## ■ 申請の受付先

- 児童養護施設などを退所した方または入所中の方→退所・入所中の児童養護施設など
- 里親委託などを解除された方または委託中の方→管轄の児童相談所

お問合せ先  
申込先

社会福祉法人 千葉県社会福祉協議会 福祉資金部

〒260-8508 千葉市中央区千葉港4番5号 千葉県社会福祉センター内 TEL043-244-2945

2024.4.ver

# 児童養護施設退所児童等自立支援資金貸付事業

## 申請手続きの流れ

### 生活支援費・家賃支援費・資格取得支援費共通

#### 申請者

#### 1 貸付申請



- (1)児童養護施設等を退所した方、または入所中の方は申請書類を児童養護施設等に提出  
里親等の委託を解除された方、または委託中の方は申請書類を所管する児童相談所に提出
- (2)児童養護施設等または児童相談所にて申請書類を取りまとめ、千葉県社会福祉協議会へ送付

#### 2 審査及び貸付決定



- (1)千葉県社会福祉協議会が貸付の可否を決定
- (2)貸付の可否を児童養護施設等や児童相談所を經由して申請者に通知
  - ①貸付決定の場合：貸付決定通知書・借用証書送付
  - ②貸付不承認の場合：貸付不承認通知書送付

以下は貸付  
決定の場合

#### 3 借用証書等の提出



借用証書および印鑑登録証明書(借受人、連帯保証人、法定代理人)、振込口座の情報がわかるものの写しが必要です。

#### 4 申請者の口座に貸付金を送金



生活支援費及び家賃支援費は分割交付  
資格取得支援費は一括交付

#### 5 返還猶予申請



- (1)就業後、以下の書類を千葉県社会福祉協議会に提出
  - ①自立支援資金返還猶予申請書
  - ②業務従事・現況報告書千葉県社会福祉協議会は返還猶予の可否を決定し、借受人に通知



#### 6 業務に従事



- (1)返還猶予期間中は、毎年4月に業務従事・現況報告書を千葉県社会福祉協議会に提出  
(前年度の業務状況を証明するため4月に提出)
- (2)返還猶予期間中に一旦退職して、転職した場合には、自立支援資金届出事項変更届及び業務従事・現況報告書を速やかに千葉県社会福祉協議会に提出

#### 7 返還免除申請



- (1)原則として就業した日から、引き続き5年間(資格取得支援費は引き続き2年間)  
当該業務に従事した場合には、貸付けした自立支援資金の返還免除の申請ができます。  
返還免除に係る書類を千葉県社会福祉協議会に提出
  - ①自立支援資金返還免除申請書
  - ②業務従事・現況報告書

#### 返還免除決定

千葉県社会福祉協議会から返還免除の可否を借受人に通知  
可の場合は借用証書及び印鑑登録証明書を借受人等に返還

お問合せ先  
申 込 先

社会福祉法人 千葉県社会福祉協議会 福祉資金部

〒260-8508 千葉市中央区千葉港4番5号 千葉県社会福祉センター内 TEL043-244-2945